

「令和6年度 第2回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録

日 時	令和6年11月15日（金）午後2時00分から午後3時00分まで	
開催場所	横浜市役所 18階共用会議室（なみき6～8）	
出席者	溝呂木啓之、伊東綾子、大久保芳樹、田中数馬、加藤精二、山田佐代子、中畑嗣也、伊藤琢也、田代さとみ、富高恵子（順不同）	
欠席者	久世明香、赤澤暁昌	
開催形態	公開（傍聴者0名）	
議 題	1 令和7年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について 2 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について 3 協議会委員の任期満了について	
決定事項	議題1 令和7年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について、各委員の意見を参考の上、作成する。 議題2 横浜市動物適正飼育推進員の第4回研修会を案に沿って実施する。 議題3 協議会委員の次期委嘱について案に沿って実施する。	
資 料	1 次第 2 委員名簿 3 令和7年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）（資料1） 4 令和6年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について（資料2） 5 協議会委員の任期満了について（資料3） 6 多頭飼育問題対策事業の試行的実施について（資料4） 7 動物愛護フェスタよこはま2024における横浜市動物適正飼育推進員の活動報告（資料5） 8 令和6年度 横浜市動物適正飼育推進員研修の実施報告（資料6）	
議 事	議題1 令和7年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について	
	事務局	資料1に沿って説明。 （質疑・意見）
	山田委員	「目次」に記載の項目の順番について、犬猫関係をまとめ、その後に特定動物、取扱業関係が続く流れにした方が分かりやすい。
	事務局 山田委員	ご指摘のとおり、項目の順番を修正する。 多頭飼育問題は、社会的問題として注目されているので、項目として取り上げてほしい。
事務局	多頭飼育問題については、当該計画（案）の「3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業」の項目において、「多頭飼育問題において、ペットを適正な頭数で飼養できなくなった飼い主を支援し、生活環境の改善、社会福祉の向上につながります。」と記載している。報告事項でご説明する多頭飼育問題対策試行事業を踏まえ、今後本格事業化するにあたり、項目立てについても検討する。	
		議題1について承認
議題2 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について		
事務局	資料2に沿って説明。	

	議題 2 について承認
議題 3	協議会委員の任期満了について
事務局	資料 3 に沿って説明。
	議題 3 について承認
事務局からの報告	
報告 1	多頭飼育問題対策事業の試行的実施について
報告 2	動物愛護フェスタよこはま 2024 における横浜市動物適正飼育推進員の活動報告
報告 3	令和 6 年度 横浜市動物適正飼育推進員研修の実施報告
事務局	資料 4 から資料 6 に沿って説明。 (質疑・意見) ・報告 1 について
伊東委員 事務局	事業試行の対象について、外猫も含まれるのか。複数頭の基準は。対象については資料 4-2 に示す基準に基づき判断する。本事業は、飼い主本人や動物の状況改善だけでなく、周辺環境の改善を目的としている。個人が管理している猫について、周辺からの苦情等があり、悪影響を及ぼしているのであれば、外猫も対象に含まれる。複数頭の基準は環境省ガイドラインにおいても定義がなく、2 頭以上であれば該当する。
大久保委員 事務局	支援員というのはどういった人を想定しているのか。試行段階では、協定を結んだ協力団体から推薦された、獣医師、動物看護師、愛玩動物飼養管理士、適正飼育推進員、過去本市に協力をしたことのある人を想定している。
大久保委員 事務局	多頭飼育問題の事例としては猫が多いのか。経験上猫の比率が高いが、犬の事例もある。事業を通して実態の把握につなげたい。
大久保委員 事務局	飼い主の高齢化も進み、予防の観点での対策が重要。予防対策についても事業に盛り込んでほしい。
事務局	本事業の内容を含めた研修等を通して動物関係部署と福祉関係部署の連携を強め、互いに情報共有することで、早期発見・早期対応につなげ、予防対策に取り組みたい。
山田委員 事務局	横浜市でも多頭飼育届出制度を検討してほしい。条例を根拠とした飼い主訪問が可能になれば、予防にもつながるのではないかと。届出の制度化は、様々な問題を抱える飼い主の場合、かえって殻に籠り解決につながりにくくなる恐れもある。届出制度を先行導入した近隣自治体で実際に効果があったのかは、自治体間の会議等で情報収集し、検証が要る。本市としては、福祉部門と連携して早期に情報を察知して、取り組みにつなげることが重要と考えている。
中畑委員 事務局	飼い主が動物を手放さない要因として、精神的な問題を抱えているケースがある。支援員として、メンタル面からのアプローチも必要だと考える。試行事業を行う中で検証し、支援員の範囲を広げることも検討したい。
加藤委員	多頭飼育問題については長期的なアプローチになり、支援員の時間的な負担が大きい。事業として継続させるために、訪問や滞在にかかる時間についても考

事務局	慮してほしい。
伊東委員	本事業にあたり、支援員の所属団体に負担金を支払う。1回の訪問につき1000円の支給。打合せや、訪問したが不在だった場合も支給対象となる。
事務局	これまで多頭飼育問題の現場には、推進員やボランティアが同行してきた。地域で活動している人の方が飼い主へのアプローチがスムーズに進むこともあるので、支援員の対象として検討してほしい。
田中委員	試行段階では、団体からの推薦者への委嘱とし、資格や実績を考慮した方に範囲を絞っている。本格事業化に向けて検証し、支援員の範囲について検討していきたい。支援員の対象でなくても、事例ごとに関係するボランティアや推進員、福祉関係職員等と連携して対応を進める。
事務局	多頭飼育問題と社会福祉問題は密接関わっている。区役所の連携はどうなっているのか。
加藤委員	多頭飼育問題では、高齢者や社会福祉的ケアを受けている人が飼い主の事例が見受けられる。こうしたケースでは区役所の福祉関係部署と情報共有、連携し、対応している。
事務局	試行事業実施に当たり様々な事例が出てくると思う。可能な範囲で、対応記録を共有して、今後につなげてほしい。
山田委員	承知した。
事務局	区役所との連携に加え、警察との連携についても検討を進めてほしい。動物虐待が疑われる場合など、動物虐待等に関するガイドラインに沿って警察と連携していく。
閉会	